健康ガイドを感



医療メモ 新型コロナウイルス感染症の 2類感染症から 5類感染症への移行

本庄市児玉郡医師会広報部

5月8日、新型コロナウイルス(以下 COVID-19)感染症が2 類感染症から5類感染症に移行されました。この感染症分類の移行によって、学校、保育園、幼稚園等でも、COVID-19 感染者に対する対応が大きく変わりました。これまでは、COVID-19 に感染すると、隔離措置、療養期間が綿密に定められ、守られない場合は法令違反となり、日常生活に大きな制限が求められてきました。しかし、5類感染症への移行により、その対応が国民の自主的な取り組みへと変わったため、制限は大幅に減少したことになります。

しかしながら、COVID-19 自体が何か変わったわけではありません。依然致死数の高い感染症という意味では、重症感染症という位置づけは何ら変わっていないと考えられます。従って、学校、保育園、幼稚園等での集団生活の場での感染症の広がりを防ぐ対策は、今まで通り重要です。

一例を上げると、厚生労働省が示した療養期間は、『症状が軽快した場合は、発症または検体採取日から5日間、症状が残る場合には、発症または検体採取日から5日間以上過ぎて症状が消えてから24時間』となりました。しかし、有名な医学雑誌(clin infect Dis 2021 Apr 26:72(8) 1467)によれば、感染後5日以降になると二次感染は大幅に減少するものの、まだ感染する可能性は残り、感染後10日を過ぎた時点で初めてウイルスの培養ができなくなると報告されています。また、別の報告(厚生労働省新型コロナウイルス感染

症対策アドバイザリーボードの資料)でも、発症8日目でも16%の人に対する感染性があると報告されています。以上の事から、厚生労働省の示した療養期間を過ぎても人に感染する可能性は十分ありうると考えられます。さらに、発病前の潜伏期間に二次感染の約半分に相当する感染が起こることも知られている(Int J Infect Dis. 2020;93:284)ことから、家族内に高齢者がいる場合や基礎疾患を持つ方への配慮を考えると、二次感染を防ぐための予防に関しては、今までと同様に行い、感染した場合は必ず療養期間を守り、発症10日を過ぎるまでは人に感染させる可能性を考えた行動が必要です。

学校等では、マスク着用は求めないことが基本となり、療養期間は厚生労働省の規定通り、とするところが多いと思われます。しかし、風邪症状がある人や、家族内に COVID-19 感染者がいた場合などのマスクの着用(文献上マスクの予防効果は限定的ではありますが)、学校、保育園、幼稚園等集団生活の場所でのこまめな換気、手洗いうがい、COVID-19 感染者がでた場合には手指のアルコール消毒など、対策を怠らないように、子どもたちにも指導していくことが望まれます。COVID-19 は、季節性インフルエンザと同じ分類の感染症へ移行されましたが、季節性インフルエンザの治療薬であるタミフルやリレンザのような特効薬はなく、致死数も季節性インフルエンザと比べて非常に多いため、感染症分類の移行と関係なく、これまで同様の感染予防対策が重要です。

休日・夜間の急病のときは…

本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所

23-3322

本庄市保健センター内で、内科系の比較的症状が軽く、入院の必要がない方の診療を行います。

※診療以外に関する問い合わせ・電話相談はご遠慮ください。

▶診療日と受付時間

●日曜・休日・年末年始(12/30~1/3)

午前9時~正午、午後1時~4時、午後7時~9時45分 ●平日木曜日夜間 午後8時~9時45分

▶用意 健康保険証

▶在宅当番医療機関 ▶診療時間 午前9時~正午

6月4日(日)	したら眼科クリニック	上里町金久保	☎ 33- 8 3 3 3
6月11日(日)	本庄皮膚科医院	銀座3丁目	☎ 22- 3 2 3 3
6月18日(日)	鈴木外科病院	児玉町八幡山	☎ 72- 1 2 3 5
6月25日(日)	関根内科外科医院	神川町新里	☎ 77-7667
7月2日(日)	はにぽんクリニック	東台4丁目	☎ 22- 3 5 9 6
7月9日(日)	千田医院	美里町根木	☎ 76- 0 0 4 1

※在宅当番医は変更になる場合がありますので、電話でご確認の うえ、お出かけください。

▶困ったときは電話相談 (24 時間・年中無休受付)

2 ほんじょう健康相談ダイヤル 24 (相談料・通話料無料)
か ○ 0120-122-885

健康・医療・出産・育児・介護などの相談、医療機関情報の提供 を行います。(市内在住者が対象)

埼玉県救急電話相談(通話料利用者負担)

2# 7119

救急医療相談に看護師が対応します。健康相談・育児相談には対 応しません。(大人・小児共通)

※ IP 電話、ひかり電話、ダイヤル回線からは☎ 048-824-4199 下記の電話番号からも救急電話相談が利用できます。

○小児救急電話相談 #8000 または☎ 048-833-7911

埼玉県新型コロナウイルス感染症総合相談センター

2 0570-783-770

FAX 050-8887-9553

※新型コロナウイルス感染症に関する受診についての相談を受け付けています。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したため、一般的な相談には対応していません。

★119番は緊急時(火災やけが人など)の受付専門電話番号です。医療機関の情報は、児玉郡市広域消防本部指令課金24-1119でご案内します。診療科目によっては県外や本庄市・児玉郡以外の病院をご案内する場合もあります。

市民相談(6月~7月)



相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

市役所受付時間:午前8時30分~午後5時15分

Im the f		- :-		
相談名	相談日時など	会 場	問い合わせ	
行 政	6月15日(水)・7月20日(水) 午後1時~4時	市役所 1 階 市民相談室		
法律	6月7日(水・14日(水)・21日(水)・28日(水) 午後1時~4時 ◎7月の相談日 弁護士に 7月5日(水・12日(水)・27日(木) 午後1時~4時 定員=各日6名(先着順)			
		きません。 各種相談日 ※休日のと ●行政相談 毎月第3木曜		
労働法律	6月・7月の相談はお休みです。	●法律相談 ・弁 護 士 毎月第1・2水曜日 ※奇数月第4木曜日 (児玉会場) ・司法書士 毎月第3・4水曜日 (労働法律相談のある月は第4水曜日のみ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
不動産	6月9日倫·7月14日倫 午後1時~4時 相談員=宅地建物取引士			
年金・労働 税 務	6月8日(4) 午後1時~4時 相談員=社会保険労務士 6月13日(4)・7月11日(4) 午後1時~4時 相談員=税理士	●不動産相談 毎月第2金曜日 ●年金・労働相談 偶数月第2木曜日 ●税務相談 毎月第2火曜日		
	毎週月・水・木・金曜日 (休日を除く) 午前 9 時30分~正午、午後 1 時~ 3 時30分	市役所 4 階 商工観光課	商工観光課☎25-1175	
消費生活	毎週火・金曜日 (休日を除く) 午前9時30分~正午、午後1時~3時30分	上里町役場2階 産業振興課	上里町役場産業振興課 ☎35-1232	
1 1/5	6月1日(水・27日(火)・7月25日(火) 午後1時~4時	市役所 3 階 3 0 1 会議室 アスピアこだま 2 階 会議室 B	市民活動推進課 ☎ 25-1118	
人 権	6月1日(水・13日(火)・7月25日(火) 午後1時~4時			
DV・女性	毎週月~金曜日(休日を除く)午前8時30分~午後5時15分	市役所 3 階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎25-1144☎25-1118	
	毎週月~金曜日(休日を除く)午前9時~午後4時	市役所2階子育て支援課	子育て支援課 ☎ 25-1129 (家庭児童相談室)	
教育 (不登校等)	毎週月~金曜日(休日を除く)午前9時30分~午後2時45分	ふれあい教室	教育支援センター ☎22-4287	
教 育 (いじめ等)	毎週水曜日(休日を除く)電話相談:午後1時30分〜5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約受付	(旧勤労会館2階)	☎ 21-7 3 3 7	
ひきこもり 相 談	毎週月曜日(休日を除く)午前9時~午後5時	市役所 1 階生活支援課	生活支援課 ☎ 25-1197	
心配ごと	6月12日(月)・26日(月)・7月10日(月)・24日(月) 午後1時〜4時(受付は午後3時30分まで) ※相談時間中のご連絡は、☎21-8976へ	はにぽんプラザ2階 活動室C	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755	
	6月5日()・7月3日() 午後1時~4時(受付は午後3時30分まで)	アスピアこだま 1 階 会議室	本庄市社会福祉協議会児玉支所 ☎73-1237	
成年後見	成年後見相談員、アドバイザー(弁護士・司法書士)による相談 6月13日似・27日似・7月11日似・25日似)午後1時〜4時 ※前月初日(休日を除く)から先着順で当日午後2時まで 受付(受付開始日は電話予約のみ)	はにぽんプラザ2階 活動室C	本庄市成年後見サポートセンター 本庄市社会福祉協議会 - ☎24-2755	
	成年後見サポートセンター職員による相談(電話・面談) 毎週月~金曜日(休日を除く) 午前8時30分~午後5時15分	はにぽんプラザ2階 本庄市社会福祉協議会		
高 齢 者 相 談	休日を除く月〜金曜日 午前8時30分〜午後5時15分 ※担当する地域は、おおむね中学校区域	(銀座1-1-1) 本庄東地域包括支援セン (本庄3-1-21) 本庄南地域包括支援セン	☎ 22-6262 ツター シャローム	
↑ + ↑ + + ↑ + + + + + + + + + + + + + + + +		(今井 1251-1) 児玉地域包括支援センタ (児玉町金屋 1302-1)	☎ 73- 1 5 4 5	
右者就労相談	毎週月〜金曜日、第4土曜日(休日を除く) 午前9時〜午後5時に事前予約	深谷若者サポートステー ウェストビル2階)	ション(深谷市西島 4-2-61 ☎ 0 4 8-5 7 7-4 7 2 7	

※埼玉県では無料の県民相談を実施しています。詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。

相談名:弁護士・司法書士による法律相談、県職員による電話・面談相談、県職員によるインターネット県民相談、

弁護士による出張法律相談、交通事故相談等